

大阪市奨学費対象品目一覧表

1 第1学年（当該年度中に入学した者）

領収書等は今年度の入学に要したものに限ります。

項 目	具 体 的 品 目
入 学 検 定 料	高等学校又は高等専門学校への入学検定料 複数校の検定料も可（公立私立の併願等）
入 学 料	入学した高等学校又は高等専門学校の入学金 入学した学校のみ

2 全奨学生

領収書等の購入（支払）年月日は、今年度の入学又は進級の年の2月1日から翌年1月31日までのものに限ります。

項 目	具 体 的 品 目
教 科 書 費	授業で使用する教科書、副読本、ワークブック、辞典（電子辞書）等
学 用 品 費	授業で使用する文房具類、上履き等（めがね、コンタクトレンズは対象外）
実習材料費	授業で使用する体育用品（体操服、運動靴等）、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費等（部活動にかかる費用は除く）
教科外活動費	遠足・社会見学などの行事費、宿泊を伴う行事費（ただし、修学旅行は除く）等 部活動にかかる費用は対象外
通 学 費	通学のための交通費(対象となるのは当該年度分) 通学用自転車購入費・駐輪場代等（学校から許可を受けている場合のみ）
通学用品費	学生服・ブレザー・ネクタイ・シャツ・ブラウス、通学用かばん、通学用靴 （学校指定又は学校が認めている物に限る） 水筒（弁当箱は対象外）、傘、レインコート、防寒具等 私服、靴下、肌着は対象外
学校納付金 （学校徴収金）	学年費、学級費、生徒会費、PTA会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター 共済掛金等 空調使用料、学校で使用するロッカー代、施設整備費（授業料相当でないもの）

「留意事項」

- ・大阪市奨学費を請求する際は、購入内容を証明するレシート・領収書等が必要です。
ただし、授業で使用する場合でも、パソコンのように汎用性が高い物品は対象外です。
- ・レシート・領収書等は、品名・購入年月日・金額・購入先・宛名の記載の漏れが無いかを必ず確認してください。
- ・領収書の内容が不明な場合は、大阪市教育委員会が購入店に問い合わせることがあります。
- ・通学費は定期券の写し・交通機関を利用した日付や区間がわかるPiTaPa等の利用明細が必要です。
- ・学校納付金が口座引落しで、学校から領収書が発行されない場合は、引落し金額がわかる部分の通帳のコピーと金額の内訳がわかる学校からのお知らせ等が必要です。
- ・虚偽の申請であることが判明した場合、全額支給の決定を取り消すことがあります。